1. 保険契約にかかわる主な手続

- 1. 事業者届出申請書に所属組合の受付印を取得し、住宅あんしん保証または取次店に提出してください。 (下記 2-1)
- 2. 保険契約申込書等の必要書類を着工前に住宅あんしん保証または取次店に提出してください。 (下記 2-2)
- 3. 保険契約申込みの受理後、住宅あんしん保証または取次店より保険契約受理証を送付します。
- 4. 現場検査について、検査会社より保険契約申込者に連絡します。 ※保険契約申込み時に、基礎配筋検査の団体検査員による自主検査が選択可能です。
- 5. 現場検査に合格し、引渡日が確定したら、保険証券発行申請を行ってください。

2-1. 事業者届出

あんしん住宅瑕疵保険をご利用いただくには、あらかじめ住宅あんしん保証に事業者届出が必要です。

以下の必要書類を住宅あんしん保証または取次店へご提出ください。

組合加入を確認するため、「事業者届出申請書」には、所属する組合の受付印を必ず取得してください。組合受付印の取得方法については、所属する組合にお問い合わせください。

〈事業者届出 主な必要書類〉

- ■事業者届出申請書 ■預金口座振替依頼書
- ■建設業許可証の写し(有効期間内/建設業法により許可を受けている場合)
- ■宅地建物取引業免許証の写し(有効期間内/宅地建物取引業による免許を取得している 場合)
- ■法人登記簿謄本の写し等(個人事業主の場合は不要)

事業者届出料は、通常 24,000 円(税別) のところ、全建総連の組合員様は 19,200 円(税別) で手続が可能です。

(最後に保険契約を締結した日から 10 年間、新規保険契約申込みがない場合は、新たに事業者届出が必要です。)

事業者届出申請書は、全建総連のホームページからダウンロードしてご利用いただけます。

2-2. 保険契約申込み [認定品質住宅(戸建住宅)の場合]

次の必要書類を住宅あんしん保証または取次店へご提出ください。なお、着工前に手続が必要です。

く保険契約申込み 主な必要書類>

- ■保険契約申込書 ■確認済証の写しまたは確認申請書第1~6面の写し
- ■付近見取図 ■配置図 ■平面図 ■立面図
- ■基礎伏図および矩計図(基礎の断面・配置・配筋状況がわかる資料)
- ■2 階床伏図または2階の火打ち梁の位置がわかる書類(剛床工法の場合は不要)
- ■防水措置の状況に関する資料:矩計図または断面図 (外壁・屋根・バルコニーの防水措置がわかる資料)
- ■地盤調査報告書の写し ■工事契約書の写しまたは発注書の写し ■契約内容確認シート

保険契約申込の流れ

保険申込者



事業者届出申請書、保険契約申込書に記入



→ 必要書類は、所属組合又は全建総連ホームページからダウンロードできます

記載した事業者届出申請 書に所属組合の組合印を 押してもらう



所属する組合の組合印が、提出書類に押印されていることにより、組合加入を証明します。

これにより割引保険料が適用となります(ゆうゆう仕様の場合)。



■ 組合で事業者届出申請書の写しの保管と 全建総連にコピーの送付

1.事業者届出申請書等の 必要種類を住宅あんし ん保証に提出。



住宅あんしん保証で事業者届出書と届出料の確認。

住宅あんしん保証で「ゆうゆう住宅仕様」等に基づく

- 2.事業者届出料(19,200 円) の振込み
- 図面等を確認。なお、施工方法等について、確認・変 更が求められる場合があります。
- 3.保険契約申込書と図面 等の必要書類の提出

◆ 受理通知の送付(申込内容確認後)



検査チェックシートの提出 (自主検査の場合) 保険証券申請手続、等



住宅あんしん保証の地域取次店が、検査結果報告、 保険証券発行等の手続きについて、対応します。

事業者届出に関する費用について

事業者届出料は通常 24,000 円 (税別) のところ、全建総連の組合員は <u>19,200 円 (税</u>別) で手続ができます。

(最後に保険契約を締結した日から 10 年間、新規保険契約申込みがない場合は、新たに事業者届出が必要です)